

定款変更新旧対照表

変 更 前 (旧)	変 更 後 (新)
<p>第 1 章 総 則 (名 称) 第 1 条～第 3 章 機 関 (理事会の構成) 第 43 条 (省略)</p> <p>(理事会の権限)</p> <p>第 44 条 (省略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を自主規制会議に、これらを執行する権限を自主規制会議に属する理事及び常務執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、自主規制会議の意見を聞いて、理事会が自ら行うことを妨げない。</p> <p>(1) 第 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる業務並びに第 14 号に掲げる業務のうちこれらに類する業務に係る事項</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 第 1 項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を貸金戦略会議に、これらを執行する権限を貸金戦略会議に属する理事及び常務執行役に、そ</p>	<p>第 1 章 総 則 (名 称) 第 1 条～第 3 章 機 関 (理事会の構成) 第 43 条 (省略)</p> <p>(理事会の権限)</p> <p>第 44 条 (省略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を自主規制会議に、これらを執行する権限を自主規制会議に属する理事及び常務執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、自主規制会議の意見を聞いて、理事会が自ら行うことを妨げない。</p> <p>(1) 第 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号 <u>及び第 7 号(法令及び定款、業務規程その他の規則に関するものに限る。)</u> に掲げる業務並びに第 14 号に掲げる業務のうちこれらに類する業務に係る事項</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 第 1 項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を貸金戦略会議に、これらを執行する権限を貸金戦略会議に属する理事及び常務執行役に、そ</p>

定款変更新旧対照表

<p>れぞれ委任する。ただし、本協会の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、貸金戦略会議の意見を聞いて、理事会が自ら行うことを妨げない。</p> <p>(1) 第 5 条第 1 項第 7 号及び第 9 号から第 11 号に掲げる業務並びに第 14 号に掲げる業務のうちこれらに類する業務に係る事項</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>5～7 (省略)</p> <p>(理事会の招集) 第 45 条～第 6 章 雑 則 (定款等の解釈) 第 69 条 (省略)</p>	<p>れぞれ委任する。ただし、本協会の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、貸金戦略会議の意見を聞いて、理事会が自ら行うことを妨げない。</p> <p>(1) 第 5 条第 1 項第 7 号 <u>(第 2 項第 1 号に掲げるものを除く。)</u> 及び第 9 号から第 11 号に掲げる業務並びに第 14 号に掲げる業務のうちこれらに類する業務に係る事項</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>5～7 (省略)</p> <p>(理事会の招集) 第 45 条～第 6 章 雑 則 (定款等の解釈) 第 69 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この定款の変更は、内閣総理大臣が認可した平成 26 年 6 月 18 日から施行する。</u></p> <p><u>(注) 改正条項は、次のとおりである。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 44 条第 2 項第 1 号、同条第 4 項第 1 号を改正。</u></p>
---	---